



農薬は決まりを守り正しく安全に使いましょう

農薬の適正な使用及び保管管理について、徹底いただくようお願いします。

1 農薬の保管管理にあたって

- (1) 農薬は鍵がかかり、盗難・紛失等の恐れのない保管庫や倉庫などに保管する。
- (2) 農薬は必要な量だけ購入し、不要な在庫が生じないようにする。
- (3) 使用残農薬等の処理に当たっては、関係法令を遵守し産業廃棄物として適切に処分する。



2 農薬の適正な使用について

- (1) 農薬を使用する際には、必ず記載事項をよく確認し、適用作物、希釈倍率、散布回数等の農薬使用基準を遵守する。
- (2) 農薬の散布は必要量のみを調製し、無駄なく行う。また、調製した農薬は使い切る。
- (3) 農薬の散布の際には、使用者自身の安全を確保するとともに、周辺の農作物や住宅等に農薬が飛散しないように十分配慮する。
- (4) クロルピクリン剤等の土壌燻蒸剤を使用する場合は、防護マスクの着用や施用直後にほ場をビニール等で被覆を確実にを行うなど、安全確保を徹底する。
- (5) 農薬の使用前には、防除器具等が十分に洗浄されているか確認する。また、使用後は農薬を調製したタンクや散布に用いたホース等に散布液が残らないように十分洗浄する。

3 農薬の使用状況の記録について

農薬を使用した時は、次の(1)～(5)の5項目を記録。

- (1) 使用年月日
- (2) 使用場所
- (3) 使用農作物
- (4) 使用農薬の種類、名称
- (5) 使用量、希釈倍率



農作業安全対策で事故を防ぎましょう！

農作業死亡事故は、全国で年間約400件発生しており、その半数以上が農業機械の作業中に起こっています。農業機械を使用する作業は大変危険なため、重大な事故につながる恐れがあります。農作業事故防止のポイントを励行し、基本に忠実な農作業を心掛け事故を防ぎましょう。

1 農作業事故防止のポイント

- 機械は使用前に点検し、正しく動作するか確認しましょう。
- 機械の点検時、機械のトラブル発生時は必ずエンジンを停止しましょう。
- 体調不良、薬の服用や飲酒時など、コンディションが万全でないときは作業をしないようにしましょう。
- 作業時は、だぶつきが無く動きやすい服装を選び、必要に応じて防護メガネ、手袋やヘルメットなどの保護具を着用しましょう。
- 複数人で作業する場合は、声を掛け合ってお互いの位置を常に確認しましょう。
- トラクターは安全キャブ・フレームのあるものを使用し、シートベルトを着けて作業しましょう。
- ほ場への入出時は、斜面に対し直角に進みましょう。
- トラクターの作業が終わったら、ほ場から出る前に左右のブレーキを連結させましょう。
- こまめに休憩を取り、余裕をもって作業を進めましょう。

2 保険への加入

万が一事故が起こってしまった時のために、労災保険や傷害保険に加入しましょう。

相談は、労働基準監督署や農協などへ。

青色申告を始めましょう！



- ◆青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。
- ◆青色申告を行う農業者（個人・法人）は収入保険に加入できます。収入保険は、すべての農産物を対象に自然災害や価格低下などによる収入減少が生じた場合に補償する保険です。最寄りの福岡県農業共済組合の各支所にご相談下さい。
- ◆新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月15日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申告を行えばその年分の所得から青色申告を行うことができます。（申告時期は翌年2～3月）

農林水産省九州農政局福岡県拠点

TEL 092-271-5598



地元でとれる農産物、海産物などの情報やニュースを発信中！

<https://www.jimoto1ban.jp/>